3　この省令の施行の際現に免許若しくは予備免許を受け、又は免許を申請している第二条の規定による改正前の無線設備規則（以下「設備規則」という。）第四十八条に規定する船舶に設置する無線航行のためのレーダーの条件については、第二条の規定による改正後の設備規則の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

4　この省令の施行の際現に受けている第二条の規定による改正前の設備規則第四十八条に規定する船舶に設置する無線航行のためのレーダーに係る電波法（以下「法」という。）第三十八条の二の二第一項に規定する技術基準適合証明又は法第三十八条の二十四第一項に規定する工事設計認証は、この省令の施行後においても、なおその効力を有する。

5　この省令の施行の際現に型式について総務大臣の行う検定（以下「型式検定」という。）に合格している第二条の規定による改正前の設備規則第四十八条に規定する船舶に設置する無線航行のためのレーダー（電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第十一条の五に基づき型式検定を要しない機器とされたものを含む。）は、この省令の施行後においても、なお型式検定の合格の効力を有するものとする。

○法務省令第四号

戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第百十八条第一項及び第百三十一条並びに戸籍法及び住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成六年法律第六十七号）附則第四項の規定に基づき、戸籍法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年六月二十日

法務大臣　山下　貴司

戸籍法施行規則等の一部を改正する省令

（戸籍法施行規則の一部改正）

第一条　戸籍法施行規則（昭和二十二年司法省令第九十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
第五条　除籍簿は、年ごとにこれを別冊とし、丁数を記入し、その表紙に「令和何年除籍簿」と記載しなければならない。	**第五条**　除籍簿は、年ごとにこれを別冊とし、丁数を記入し、その表紙に「平成何年除籍簿」と記載しなければならない。
2　［略］	2　［同上］
3　市町村長は、相当と認めるときは、数年度の除籍簿を一括してつづることができる。この場合には、更に表紙をつけ、「自令和何年至令和何年除籍簿」と記載しなければならない。	3　市町村長は、相当と認めるときは、数年度の除籍簿を一括してつづることができる。この場合には、更に表紙をつけ、「自平成何年至平成何年除籍簿」と記載しなければならない。
4　［略］	4　［同上］
［条を削る。］	**第六十三条**　市町村長は、届出又は申請の受理に際し、戸籍の記載又は調査のため必要があるときは、戸籍の謄本又は抄本その他の書類の提出を求めることができる。
第六十三条　［略］	**第六十三条の二**　［同上］
第六十九条　戸籍法第百十八条第一項ただし書の電子情報処理組織によつて取り扱うことが相当でない戸籍又は除かれた戸籍は、次の各号に掲げるものとする。	**第六十九条**　戸籍法第百十八条第一項の市町村長は、次項に規定する場合を除き、戸籍事務の全部を電子情報処理組織によつて取り扱わなければならない。
一　電子情報処理組織による取扱いに適合しない戸籍	2　前項の市町村長は、相当と認めるときは、市町村の一部の区域を定めてその区域内に本籍を有する者についての戸籍事務を電子情報処理組織によつて取り扱うことができる。
二　除籍簿につづられた除かれた戸籍	**第七十三条**　戸籍法第百二十条第一項の書面には、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる事項を記載する。
第七十三条　戸籍法第百二十条第一項の戸籍証明書又は除籍証明書（以下「戸籍証明書等」という。）には、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる事項を記載する。	［一～六　同上］
［一～六　略］	2　前項の書面は、付録第二十二号様式によつて作らなければならない。
2　戸籍証明書等は、付録第二十二号様式によつて作らなければならない。	3　第一項の書面には、市町村長が、その記載に接続して付録第二十三号書式による付記をし、職氏名を記して職印を押さなければならない。
3　戸籍証明書等には、市町村長が、その記載に接続して付録第二十三号書式による付記をし、職氏名を記して職印を押さなければならない。	4　第十二条第三項の規定は、第一項の書面に準用する。
4　第十二条第三項の規定は、戸籍証明書等に準用する。	5　第一項の書面に年月日を記載するには、アラビア数字を用いることができる。
5　戸籍証明書等に年月日を記載するには、アラビア数字を用いることができる。	6　第一項の書面の記載は、付録第二十四号のひな形に定める相当欄にしなければならない。この場合において、事項欄の記載は、付録第二十五号記載例に従つてしなければならない。
6　戸籍証明書等の記載は、付録第二十四号のひな形に定める相当欄にしなければならない。この場合において、事項欄の記載は、付録第二十五号記載例に従つてしなければならない。	